



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 北日本銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 石塚 恭路  
(コード番号 8551 東証プライム)  
問 い 合 せ 先 経営企画部長 高橋 学  
(TEL 019-653-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第118期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり定款の変更を行うものであります。
- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策の実施により、株主の皆様への適切な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等に関する決定機関について、取締役会決議により行うことを可能とするよう、定款の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第35条</u> 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第35条</u> 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第36条</u> <u>当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当の基準日)</u></p> <p><u>第 36 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 117 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の定めるところによる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>附則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>1.2022 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款（以下「変更前定款」という。）第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3.本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

以上